

書面調査項目の概要

平成31年4月25日

厚生労働省

厚生労働省が所管する基幹統計

厚生労働省が所管する基幹統計は下表のとおり。
(黄色が本日のヒアリング対象、次頁以降ではヒアリング対象の4統計を記載。)

統計名	調査の概要
人口動態統計	人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ること。
国民生活基礎統計	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定すること。
医療施設統計	病院及び診療所について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ること。
患者統計	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ること。
毎月勤労統計	雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすること。
賃金構造基本統計	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に把握。
薬事工業生産動態統計	医薬品、医薬部外品、衛生材料、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を把握。
生命表	ある期間における死亡状況(年齢別死亡率)が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値などを死亡率や平均余命などの指標(生命関数)によって表したものの。
社会保障費用統計	年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護、子育て支援など社会保障制度に関する1年間の支出を集計し、取りまとめたもの。

1 統計調査に係る基本的事項 (4 品質向上に係る取組(④オンライン調査の実施状況)を含む)

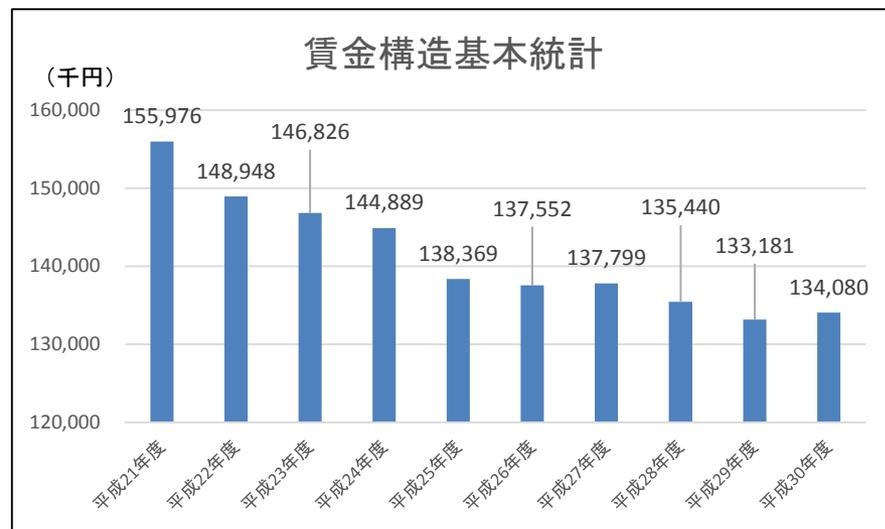
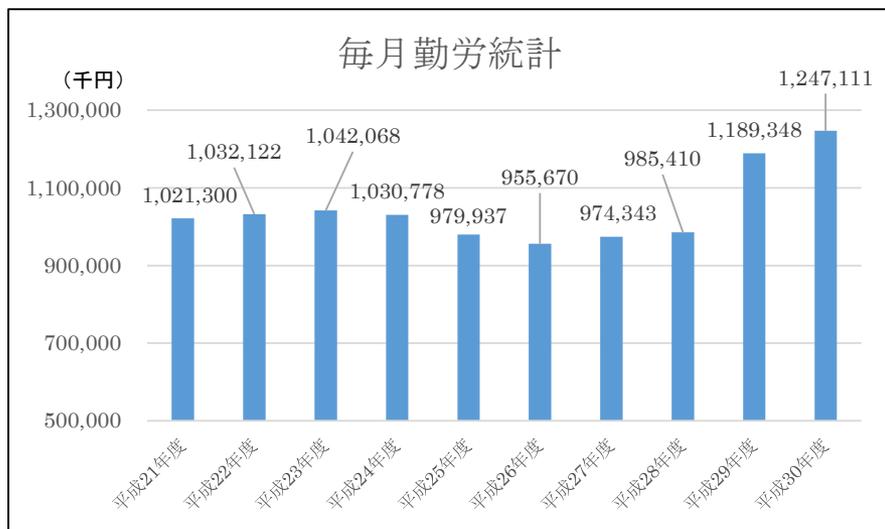
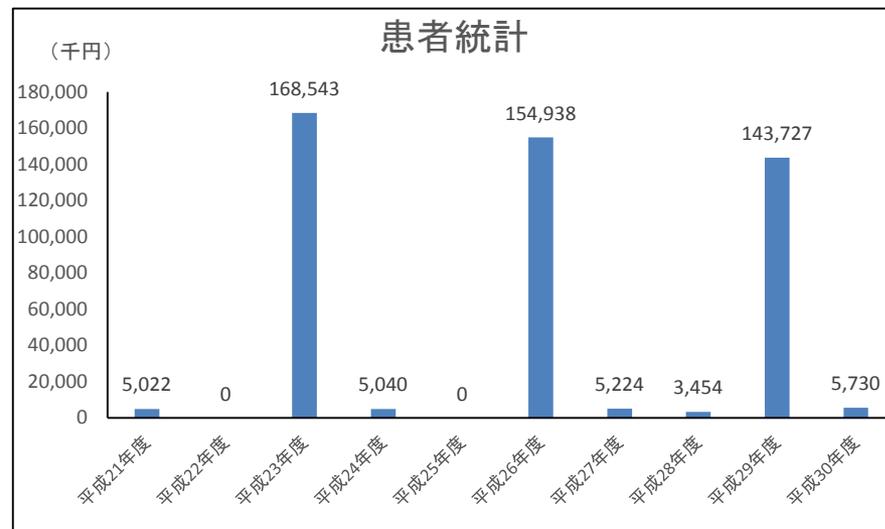
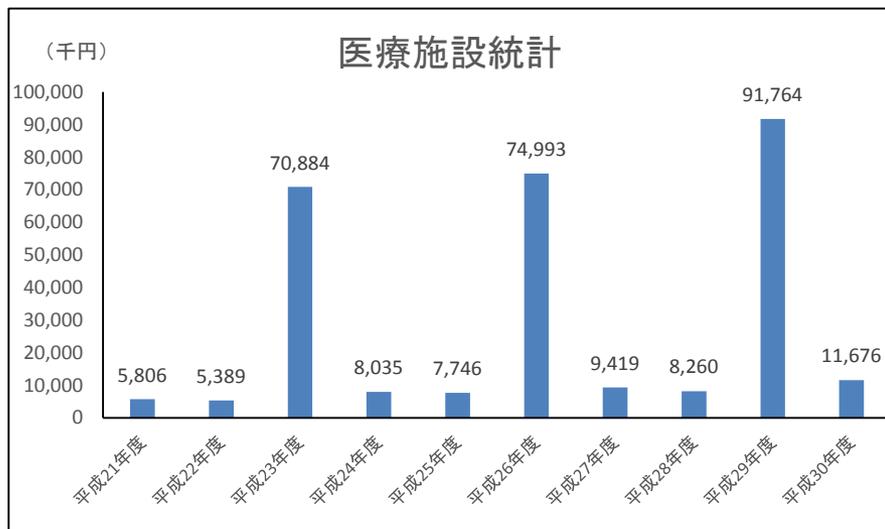
厚生労働省が所管する基幹統計に係る基本的な内容は以下のとおり。

統計名	周期	全数/ 抽出	主な調査票	回収率	民間委託 の有無	オンライン調査 の状況
医療施設統計	・静態 3年 ・動態 月	全数	・静態 病院票、一般診療所票、歯 科診療所票 ・動態 医療施設動態調査票	・静態 100%(H29) ・動態 100%(H28) [全ての届出]	有 ・静態:実査※、 入力 ・動態:実査、 審査	①導入済み(静態:政府 共同利用システム、動 態:電子メール) ②回答率 ・静態:病院票45.8%、一 般診療所票12.2%、歯科 診療所票6.3% ・動態:100%
患者統計	3年	無作為 抽出	病院入院(奇数)票、病院 外来(奇数)票、病院偶数 票、一般診療所票、歯科診 療所票、病院退院票、一般 診療所退院票	病院 99.6%(H26) 一般診療所 97.8%(H26) 歯科診療所 98.3%(H26)	有(実査※、入 力)	①導入済み(政府共同 利用システム) ②回答率 病院分14.6%
毎月勤労統計	・全国調査、 地方調査 毎月 ・特別調 査 1年	無作為 抽出 うち一部の 層が全数 調査(事業 所規模500 人以上(東 京都以 外))	全国調査票(第一種事業所 用)、全国調査票(第二種 事業所用)、地方調査票 (第一種事業所用)、地方 調査票(第二種事業所用)、 特別調査票	・全国調査 83.2%(H30) ・特別調査 89.6%(H30)	有(入力)	①導入済み(政府共同 利用システム) ②回答率 30.4%
賃金構造基本統計	1年	無作為 抽出	事業所票、個人票	72.4(H30)	有(入力)	導入予定(2020年調査)

※ 用品準備など

1 統計調査に係る基本的事項 (4 品質向上に係る取組(④オンライン調査の実施状況)を含む))

予算額の推移



2 再発防止に係る取組(①チェック・審査)

i) 実査段階におけるチェック

各統計において、それぞれ調査票記載内容を確認するための取組を実施している。

統計名	調査方法及び調査票の記載内容の確認のための取組
医療施設統計	<ul style="list-style-type: none"> ■ 郵送調査 都道府県・市町村の職員による目視 ■ オンライン調査 記入漏れのチェック(調査事項の全部)、レンジチェック、クロスチェック
患者統計	<ul style="list-style-type: none"> ■ 郵送調査 都道府県・市町村の職員による目視 ■ オンライン調査 記入漏れのチェック(調査事項の全部)、クロスチェック
毎月勤労統計	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調査員調査 調査員(委託事業者の調査員を含む。)・指導員による目視、都道府県・市町村の職員による目視 ■ 郵送調査 都道府県・市町村の職員による目視 ■ オンライン調査 記入漏れのチェック(調査事項の全部)、レンジチェック、クロスチェック
賃金構造基本統計	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調査員調査 調査員(委託事業者の調査員を含む。)・指導員による目視、都道府県労働局・労働基準監督署の職員及び臨時職員による目視 ■ 郵送調査 都道府県労働局・労働基準監督署の職員及び臨時職員による目視 ■ その他 厚生労働省の職員及び臨時職員による目視

(注)「レンジチェック」とは、価格などのように通常の値幅等がある場合、回答数値が一定の許容範囲内にあるか否かをチェックするもの。
「クロスチェック」とは、各調査項目間の関連性に着目し、その記入内容の矛盾や不合理をチェックするもの。

2 再発防止に係る取組(①チェック・審査)

ii) 個票データの審査段階におけるチェック

各統計において、システム・プログラムによる審査を実施している。エラーチェックで検出された場合には、確認、訂正、除外等の処理を実施している。

統計名	審査の実施状況 ①記入漏れチェック、②レンジチェック、③クロスチェック	検出総数 (概数)計	審査段階における チェック実施の考え方	他の機関でエラー チェックをしている 場合のルール
医療施設 統計	システム・プログラムによる審査を実施 [チェック内容:対象項目の一部] (1)病院票(静態) (2)一般診療所票(静態) (3)歯科診療所票(静態) (4)医療施設動態調査票(動態) <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> } 対象となる 項目で① から③を 実施 </div>	(1)53,900 (2)125,900 (3)54,000 (4)890	[エラーチェックの対象となり得ない事項としている理由] ②: 数値等の実数を記載しない。記載があっても上限下限の設定ない ③: 対象項目に関連する事項がない	(動態(民間事業者)) チェックの方法、内容ともに定めている
患者統計	システム・プログラムによる審査を実施 [チェック内容:対象項目全て] (1)病院入院(奇数)票 (2)病院外来(奇数)票 (3)一般診療所票 (4)病院退院票 (5)一般診療所退院票 [チェック内容:対象項目の一部] (6)病院偶数票 (7)歯科診療所票 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> } 対象項目全て①③を 実施 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> } 対象となる項目で①③を実施 </div>	(1)3,585,000 (2)3,480,000 (3)2,798,000 (4)13,693,000 (5)98,000 (6)3,000 (7)121,000	[エラーチェックの対象となり得ない事項としている理由] ②: 数値等の実数を記載しない ③: 対象項目に関連する事項がない	-

(注)「審査の実施状況」欄における「項目」とは、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となる項目の数。

2 再発防止に係る取組(①チェック・審査)

統計名	審査の実施状況 ①記入漏れチェック、②レンジチェック、③クロスチェック	検出総数 (概数)計	審査段階における チェック実施の考え方	他の機関でエラー チェックをしている 場合のルール
毎月勤労 統計	システム・プログラムによる審査を実施 〔チェック内容:対象項目の一部〕 (1)全国調査:対象となる項目で①から③を 実施 (2)特別調査:対象となる項目で①から③を 実施	(1)一※ (2)9,141	(1)全国調査 〔エラーチェックの対象となり得ない 事項としている理由〕 ③:独立した回答項目のため 〔エラーチェックの対象となり得るが 行っていない理由〕 ①:変動数など0が許容されるもの はチェックしていない (2)特別調査 〔エラーチェックの対象となり得ない 事項としている理由〕 ②:選択枝式の項目のため ③:氏名又は符号項目であるため	(地方公共団体) チェックの方法、内容と もに定めている
賃金構造 基本統計	システム・プログラムによる審査を実施 〔チェック内容:対象項目の一部〕 (1)事業所票:対象となる項目で①から③を 実施 (2)個人票:対象となる項目で①から③を 実施	(1) 102,419 (2) 2,123,161	〔エラーチェックの対象となり得るが 行っていない理由〕 ①空白回答を可としている調査項 目があるため ③クロスチェックの相手先となる調 査項目がないため(性別など)	(統計センター) チェックの方法、内容と もに定めている

(注)「審査の実施状況」欄における「項目」とは、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となる項目の数。

※システム内で調査票ごとにエラー件数をカウントしているが、日々、内容審査を行うなかでエラー件数はクリアされるためエラー検出総数の把握作業は行っていない。

2 再発防止に係る取組(①チェック・審査)

iii) 集計段階におけるチェック

各統計において、集計段階におけるチェックを実施している。

統計名	集計段階における チェック方法	システム・プログラムによるチェックを実施している場合				他の機関でエ ラーチェックをし ている場合の ルール
		表内検算 (表内で論理 矛盾がない か)	表間照合 (表間で論理 矛盾がない か)	時系列チェッ ク(過去の結 果との比較)	関連統計 との比較 (民間データ等他 のデータとの比較)	
医療施設統計	システム・プログラムによるチェック	実施している	実施している	実施している	実施してい ない	—
患者統計	システム・プログラムによるチェック	実施している	実施している	実施している	実施してい ない	—
毎月勤労統計	目視によるチェックのみ実施(対前年同月比等の異常値チェックは、機械的なチェックとした場合、一律ではないため)	—	—	—	—	—
賃金構造基本統計	目視によるチェックのみ実施(職業や地域により賃金水準が異なる等、知識による複合的な判断を要するため)	—	—	—	—	—

2 再発防止に係る取組(②委託事業者、地方公共団体の履行確認)

[委託事業者の履行確認]

委託事業者を経由して調査を実施している統計は無し。

[地方公共団体の履行確認]

調査員設置状況の把握は行っていないが、年一回の専門研修やブロック会議などを通して正しい調査方法等の周知を行うなど、適切な業務実施のための措置を採っている。

統計名	i) 地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置	ii) 国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施確保のために採っている措置	
		調査員設置状況の把握の有無 (名簿等の提出を受けている等)	国から地方公共団体に手引等により求めている措置の有無
医療施設統計	・業務の節目及び完了時の報告聴取	—	—
患者統計	・業務の節目及び完了時の報告聴取	—	—
毎月勤労統計	・定期的又は随時の連絡確認、打合せの実施 ・年1回専門研修を開催	無し	研修等を通じ、正しい調査方法等の理解徹底
賃金構造基本統計	—※	無し	—※

※地方公共団体ではなく都道府県労働局経由で調査を実施。調査員は都道府県労働局が任命している。

2 再発防止に係る取組 (③調査・集計方法の透明性)

i) 統計調査の精度に関する情報の公開

「見える化状況調査」の結果は以下のとおり。引き続き、改善を図っていく。

統計名	①標本設計		②調査方法 (データ収集方法)		③集計・推計 方法		④標本誤差 (標本調査のみ)		⑤非標本誤差		⑥他統計との 比較・分析	
	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2
医療施設統計	2	2	2	2	2	2	-	-	1	1	0	0
患者統計	3	3	2	2	2	2	3	3	1	1	0	0
毎月勤労統計	2	2	1	1	2	2	2	2	1	1	2	2
賃金構造基本統計	2	2	2	2	2	2	3	3	1	1	3	3

ii) 業務マニュアル等の整備状況

担当者の異動により統計の品質が低下しないよう、各統計において統計作成上のポイントや手順等を整理した文書を整備している。

統計名	統計作成上のポイントや手順等を 整理した文書の対象業務	内容の見直し時期
医療施設統計	全般	不定期(内容に変更又は異動等の引継の必要が発生した場合)
患者統計	全般	不定期(内容に変更又は異動等の引継の必要が発生した場合)
毎月勤労統計	全般	6月頃(ブロック会議)、10月頃(専門研修)
賃金構造基本統計	全般	不定期(人事異動の引き継ぎ時等)

2 再発防止に係る取組 (④プロセスごとの管理者の役割) (⑤結果数値の妥当性に関する外部からの指摘)

④プロセスごとの管理者の役割

各統計においては、公表などの場面において管理者が関与している。

統計名	課室長級の管理者の関与	部局長級の管理者の関与
医療施設統計	企画、公表時における意思決定等、その他全てのプロセスにおいて定期的に進捗報告を受けている。	企画、公表時等において担当室から内容についての説明を受けている。
患者統計	企画、公表時における意思決定等、その他全てのプロセスにおいて定期的に進捗報告を受けている。	企画、公表時等において担当室から内容についての説明を受けている。
毎月勤労統計	企画・・・企画案が出来た段階で内容を確認している。 公表・・・公表資料が出来た段階で内容を確認している。	企画、公表時、局議等において担当室から内容についての説明を受けている。
賃金構造基本統計	・企画及び公表時において、担当係より内容についての説明を受けている。 ・審査及び集計時において、決裁により確認をしている。	企画、公表時、局議等において担当室から内容についての説明を受けている。

⑤結果数値の妥当性に関する外部からの指摘

各統計における結果数値に関する外部からの指摘は以下のとおり。外部からの指摘への対応ルールの定めはないが、管理者への報告など必要な対応を実施している。

統計名	外部からの結果数値への疑義等の指摘の状況					
	計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
医療施設統計	1	0	0	0	0	1
患者統計	1	0	0	0	1	0
毎月勤労統計	1	0	0	0	0	1
賃金構造基本統計	2	0	0	1	1	0

3 不適切事案の発生時対応に係る取組 (①必要なデータの保存)

i) 調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限の定めの有無及び保管期限
 調査票情報については、調査規則や文書管理規則の規定に基づき保管している。調査
 関係書類、中間生成物等について、保管期限を定めていない場合がある。

統計名	項目	(1)-1調査票情報 (記入済調査票)	(1)-2調査票情報(調査票の内容を記録した電磁的記録媒体)	(1)-3調査票情報(その他)	(2)調査関係書類	(3)中間生成物	(4)ドキュメント	(5)行政記録情報	(6)メタデータ	(7)母集団復元情報(左記に掲げるものを除く)
医療施設統計	データの有無	有	有	無	有	有	有	無	有	無
	保管期限の定めの有無	調規	調規/文規		無	無	文規		無	
	保管期限	1年	永年				永年			
患者統計	データの有無	有	有	無	有	有	有	無	有	有
	保管期限の定めの有無	調規	調規/文規		無	無	文規		無	無
	保管期限	1年	永年				永年			
毎月勤労統計	データの有無	有	有	無	有	有	有	無	有	有
	保管期限の定めの有無	調規	調規		文規	文規	文規		無	文規
	保管期限	永年※	永年※		5年	1年未満	永年			1年未満
賃金構造基本統計	データの有無	有	有	無	有	有	有	無	有	有
	保管期限の定めの有無	調規	調規/文規		無	無	文規		文規	無
	保管期限	2年	永年				永年		5年	

(注)「調規」…「調査規則」、「文規」…「文書管理規則」のこと。

※調査規則上「調査票又は調査票を収録した磁気媒体」を永久保存とされているが、実態は調査票を収録した磁気媒体のみ永久保存。

地方調査の場合は3年保存。

3 不適切事案の発生時対応に係る取組 (②発生時点での対応ルール) (③行政利用の事前把握)

②発生時点での対応ルール

結果公表後のデータ誤り時における対応について、全ての調査が局内で定めた内規に基づき、対応している。

③行政利用の事前把握

各統計において、他の統計の作成や政策の立案・実施の根拠として利用されている。

統計名	結果数値の利活用先
医療施設統計	<ul style="list-style-type: none"> ■ その他の統計の作成(患者調査、受療行動調査) ■ 政策の立案・実施の根拠(医療計画、診療報酬改定) ■ 結果数値の利活用先の把握方法(省内政策部局へ確認)
患者統計	<ul style="list-style-type: none"> ■ その他の統計の作成(受療行動調査) ■ 政策の立案・実施の根拠(医療計画、診療報酬改定) ■ 結果数値の利活用先の把握方法(省内政策部局へ確認)
毎月勤労統計	<ul style="list-style-type: none"> ■ SNA、QEの作成の際に利用されている ■ その他の統計の作成(景気動向指数、雇用者報酬、総雇用者所得、GDPギャップ・潜在成長率、第3次産業活動指数、建設工事費デフレーター、雇用動向調査、雇用の構造に関する実態調査、労使コミュニケーション調査、水害統計、旅行・観光サテライト勘定) ■ 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている ■ (失業給付の額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更、労働災害の休業補償、労災保険の保険給付) ■ 月例経済報告に利用されている
賃金構造基本統計	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政策の立案・実施の根拠として用いられている(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における企業認定基準を定める際の資料) ■ 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている(労災保険給付の休業給付基礎日額の最低・最高限度額) ■ その他(最低賃金の決定の資料、人事院が定める国家公務員の地域手当における級地区分の決定の資料)

4 品質向上に係る取組 (①統計ニーズ(行政外を含む)の把握・対応) (②担当職員数、職員の能力)

①統計ニーズ(行政外を含む)の把握・対応

一部の調査において、行政機関以外の利用者からのニーズを収集している。

統計名	行政機関以外の利用者からの ニーズを収集する取組	e-Statダウン ロード件数	調査票情報 の2次的利用	オーダー メイド集計	匿名データ の提供
医療施設統計	社会保障審議会統計分科会 統計委員会	69,897件	99件	0件	—
患者統計	社会保障審議会統計分科会 統計委員会	92,110件	47件	1件	—
毎月勤労統計	厚生労働統計の整備に関する検討会	153,953件	3件	0件	—
賃金構造基本統計	賃金構造基本統計調査の改善に関 するワーキンググループ、職種区分 の見直しに係る意見募集	352,932件	65件	2件	—

②担当職員数、職員の能力

各統計において、複数人での業務体制を確保。

統計名	業務量を按分し た実員相当数	従事する職員 数(実員)	従事する職員数(実員)のうち、統計業務経験			
			10年以上	5年以上 10年未満	2年以上 5年未満	2年未満
医療施設統計	3.82人	7人	4人	2人	0人	1人
患者統計	3.52人	8人	3人	2人	1人	2人
毎月勤労統計	11.92人	19人	9人	1人	4人	5人
賃金構造基本統計	9.1人	11人	5人	1人	1人	4人

4 品質向上に係る取組(③統計作成に用いるシステムの概要、運用体制)

各統計における統計作成に用いるシステムの概要は以下のとおり。

■データのチェック・審査

統計名	保有者	内製/外部発注	システムの概要
医療施設統計	国	内製	(統計処理システム) ①～④は別紙1参照、⑤SAMAS・C、⑥特になし (その他) ①Access、②平成21年、③有、④Windows10、⑤Access、⑥特になし
患者統計	国	内製	(統計処理システム) ①～④は別紙1参照、⑤SAMAS・FORTRAN、⑥特になし
毎月勤労統計	国	外部発注	(毎月勤労統計調査オンラインシステム) ①毎月勤労統計調査オンラインシステムは、平成22年2月から総務省政府統計共同利用システムと連携し、都道府県庁及び厚生労働省からネットワークを通じて、毎月勤労統計調査の調査票受付や内容審査等を行うシステムとして稼働している。 ②平成22年2月からweb型システムとして総務省政府統計共同利用システムと連携して稼働している。 ③外部発注のシステムであり、システム更改については平成22年2月稼働以降の業者の変更無し。 ④対応するOSの種類はWindows、MicrosoftEdge、Googlechromeとしている。 ⑤プログラム言語はHTML、JAVA、PL/SQLとしている。 ⑥別紙2参照 (統計処理システム) ①～④は別紙1参照、⑤SAMAS、⑥特になし
賃金構造基本統計	(独)統計センター	内製	①データのチェックを実施するサーバー実行型バッチシステムと、エラーデータの審査・訂正を行うためのクライアント・サーバーシステム。いずれも(独)統計センターのLANに構築した内製によるシステム ②平成29年8月 ③— ④クライアント:Windows7、サーバー:WindowsServer2012 ⑤VisualBasic .Net、ExcelVBA ⑥Excel2013 ソフトウェアライセンスの使用は無

(注)

- ①主なシステム構成、②システム構成時期、③過去10年間で業者の変更があったか、④OSの種類、⑤ソースプログラムに使用している言語、⑥システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期限など

4 品質向上に係る取組(③統計作成に用いるシステムの概要、運用体制)

■統計の作成・集計

統計名	保有者	内製/外部発注	システムの概要
医療施設統計	—	—	(統計処理システム) ①～④は別紙1参照、⑤DICS、⑥特になし
患者統計	国	内製	(統計処理システム) ①～④は別紙1参照、⑤DICS、⑥特になし
毎月勤労統計(地方調査)	国	外部発注	(毎月勤労統計調査オンラインシステム) 「■データのチェック・審査」と同じ (統計処理システム) ①～④は別紙1参照、⑤SAMAS・DICS・C・COBOL、⑥特になし
賃金構造基本統計	(独)統計センター	内製	①汎用統計集計システム(サーバー実行型バッチシステム)と集計結果を審査するためのExcel等のアプリケーションを利用したクライアントシステム。いずれも(独)統計センターのLANに構築した内製によるシステム ②平成29年8月 ③— クライアント:Windows7、サーバー:WindowsServer2012 ⑤VisualBasic .Net、ExcelVBA ⑥Excel2013 ソフトウェアライセンスの使用は無

(注)

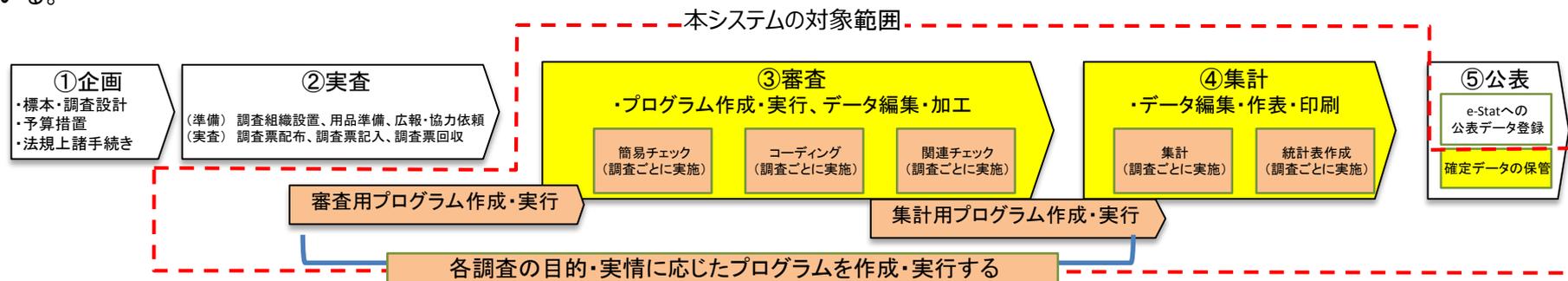
- ①主なシステム構成、②システム構成時期、③過去10年間で業者の変更があったか、④OSの種類、⑤ソースプログラムに使用している言語、⑥システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期限など

別紙1：厚生労働省統計処理システムについて

(医療施設統計、患者統計、毎月勤労統計 共通)

1. 業務の概要について

統計調査は、一般的に「①企画」「②実査(準備及び実際の調査)」「③審査」「④集計」「⑤公表」を行う業務であり、厚生労働省統計処理システムでは、厚生労働省が所管する調査のうち約70調査において、上記業務の「③審査」、「④集計」及び「⑤公表(公表及び保管)」に関する業務を行っている。



2. 厚生労働省統計処理システムの概要について

- ① 主なシステム構成：統計処理を実施する統計処理サーバ群と、バックアップ、ログ管理などを実施する運用系サーバ群等で構成されている。
- ② システム構築時期：平成8年に現在の基礎となる分散型統計処理システムが、厚生省ネットワークシステムの一部として構築。
平成31年7月に独立した個別業務システムとして厚生労働省統計処理システムが稼働予定。
- ③ 過去10年で業者の変更があったか：あり(平成17年7月～NTTコミュニケーションズ社 平成21年7月～東芝ソリューション社)
※厚生労働省ネットワークシステムの受注者として
- ④ 導入しているOSの種類
厚生労働省統計処理システムにおいては主に以下のOSを導入している。なお、調達においてOSを限定する要件はない。
 - (1) 統計処理サーバ群(統計処理サーバ、統計処理DBサーバ 等：AIX 7.2)
 - (2) 運用系サーバ群 (バックアップサーバ、脆弱性診断管理サーバ 等：Windows Server 2016
(監視サーバ、ログ管理フォワダーサーバ 等：Linux)
- ⑤ プログラムに使用する言語としては、FORTRAN、C等に加え、厚生労働省独自言語であるSAMAS及びDICSを使用している。
調査を実施する際は、これらの言語の中から調査の実情に応じたものを使用している。

【補足(SAMAS及びDICSの概要及び用途について)】

厚生労働省統計処理システムにおいて、データチェック、審査、統計表の作成等の処理をするための厚生労働省独自のプログラミング言語である。SAMASは主に、データチェック・審査のプロセスにおいて使用されており、DICSはパラメタ形式の簡易なコマンドを組み合わせることで、統計表を作成することが可能であることから、統計の作成・集計のプロセスに使用している。

別紙2: 毎月勤労統計

ソフトウェアID	ソフトウェア名	バージョン	ソフトウェア分類
100030512	ServerProtect for Linux 新規パッケージ	3.0	パーソナルソフトウェア:セキュリティ対策
100030513	ServerProtect for Linux V3.0 更新パッケージ	3.0	パーソナルソフトウェア:セキュリティ対策
100030514	PowerChute Network Shutdown for Windows & Linux	4.2	パーソナルソフトウェア:ネットワーク・通信
100030515	Systemwalker Centric Manager Standard Edition プロセッサライセンス(エージェント用)	15.2	ミドルウェア:運用監視サーバ
100030516	Interstage Application Server Standard-J Edition プロセッサライ	12	ミドルウェア:Webサーバ
100030517	Interstage List Creator Enterprise Edition プロセッサライセンス	10.5.0	ミドルウェア:その他ミドルウェア
100030518	Oracle Database Standard Edition 2 (12.2.0.1.0)	12.2.0.1.0	ミドルウェア:DBMS
100030519	Oracle Database 12c Release 1 (Oracle Database 12c Release 1 (12.1.0.2) Media Pack for Linux x86-64) Media Pack fo	12.1.0.2	ミドルウェア:DBMS
100030520	Systemwalker Centric Manager Standard Edition プロセッサライセンス(マネージャ用)	15.2	ミドルウェア:運用監視サーバ
100030521	NetVault Backup 11.3 SERVER STARTER EDITION	11.3	ミドルウェア:その他ミドルウェア

ソフトウェアID	ソフトウェア名	バージョン	ソフトウェア分類
100030522	Systemwalker Centric Manager クライアントライセンス (1年間24時間サポート付) V15.2	15.2	ミドルウェア:運用監視サーバ
100030523	Interstage Application Server Standard-J Edition メディアパック (64bit) V12	12	ミドルウェア:Webサーバ
100030524	Interstage List Creator Enterprise Edition メディアパック (64bit)	10	ミドルウェア:その他ミドルウェア
100030525	Interstage List Creator デザインメディアパック V10	10	パーソナルソフトウェア:その他ソフトウェア
100030526	Interstage List Creator デザイン無制限ライセンス (1年間24時間サポート付) V10	10	パーソナルソフトウェア:その他ソフトウェア
100030527	Systemwalker Centric Manager Standard Edition メディアパック (64bit) V15	15	ミドルウェア:運用監視サーバ
100030528	トレンドマイクロ ウイルスバスター ビジネスセキュリティ ティ 新規 10ユーザPKG	-	パーソナルソフトウェア:セキュリティ対策
100030529	トレンドマイクロ ウイルスバスター ビジネスセキュリティ ティ 更新 10ユーザPKG	-	パーソナルソフトウェア:セキュリティ対策
100030530	SI Object Browser for Oracle ver.13 10 クライアントライセンス	13	パーソナルソフトウェア:その他ソフトウェア
100030531	Red Hat Enterprise Linux 媒体バンドル	7.3	OS:サーバ用OS

5 過去5年間ににおける結果数値の訂正等事案の有無の状況等

過去5年間の結果数値の訂正等による公表件数は以下のとおり。

	調査名	過去5年間の件数
1	医療施設統計	8
2	患者統計	4
3	毎月勤労統計	3
4	賃金構造基本統計	3

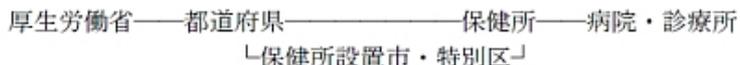
【医療施設統計】

調査概要

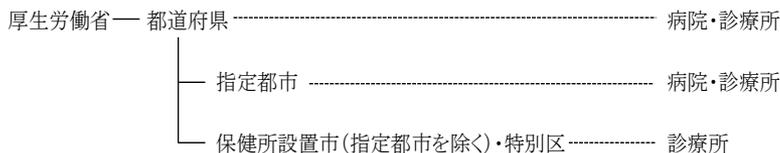
- 調査内容
全国の病院・一般診療所・歯科診療所の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能等を把握
- 調査時期
＜静態調査＞ 3年ごとの10月1日
＜動態調査＞ 毎月
- 調査客体数（全数調査）
病院：約8,500施設
一般診療所：約10万1000施設
歯科診療所：約6万9000施設

- 調査方法
郵送・オンライン
(調査経路)

＜静態調査＞



＜動態調査＞



- 予算額
11,676千円（H30年度）、91,764千円（H29年度）
8,260千円（H28年度）

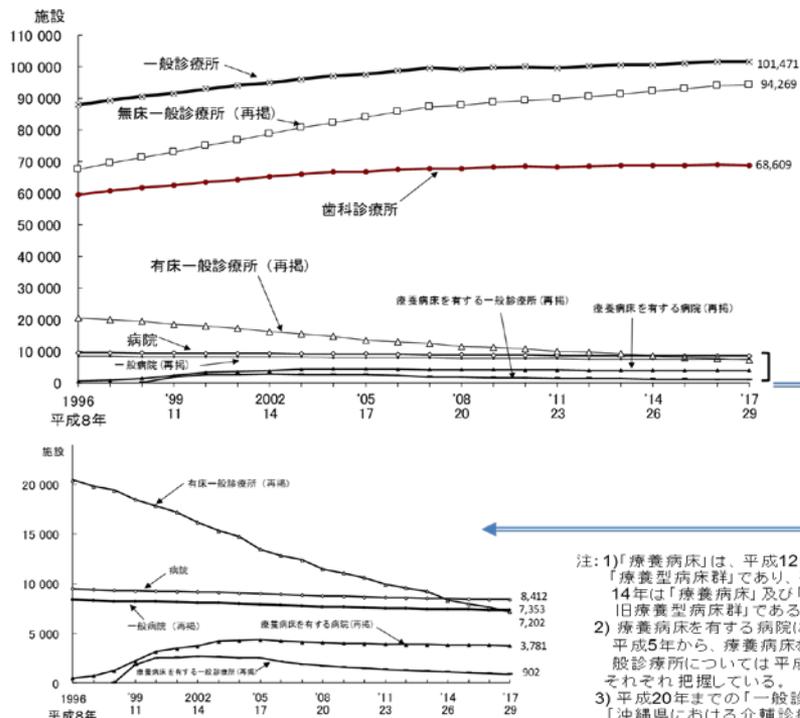
主な結果

医療施設数・病床数（平成29年）
 病院：8,412施設 1,554,879床
 一般診療所：101,471施設 98,355床
 歯科診療所：68,609施設 69床

利活用用例

- ・医療計画の見直し等に関する検討会資料として利用（許可病床数の年次推移等）
- ・社会保障審議会医療保険部会の資料として利用（病床数等）
- ・診療報酬改定検討の際の基礎資料として利用（精神病床数等）

【医療施設数の年次推移】



【患者統計】

調査概要

○調査内容

病院及び診療所を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計

○調査時期

3年に1回

入院及び外来患者は、10月中旬の3日間のうち、医療施設ごとに定める1日

退院患者は、9月1日～30日までの1ヶ月間

○調査客体数（抽出調査）

層化無作為抽出した医療施設（病院：約6,500施設、一般診療所：約6,000施設、歯科診療所：約1,300施設）を利用した患者を調査客体とする。

※回収率 病院：99.6% 一般診療所：97.8%
 歯科診療所：98.3%（平成26年）

○調査方法

郵送・オンライン
 （調査経路）

厚生労働省 — 都道府県 — 保健所 — 医療施設
 ↳保健所設置市・特別区

○予算額

143,727千円（H29年度）、154,938千円（H26年度）
 168,543千円（H23年度）

主な結果

調査日に全国の医療施設で受療した推計患者数（平成26年）

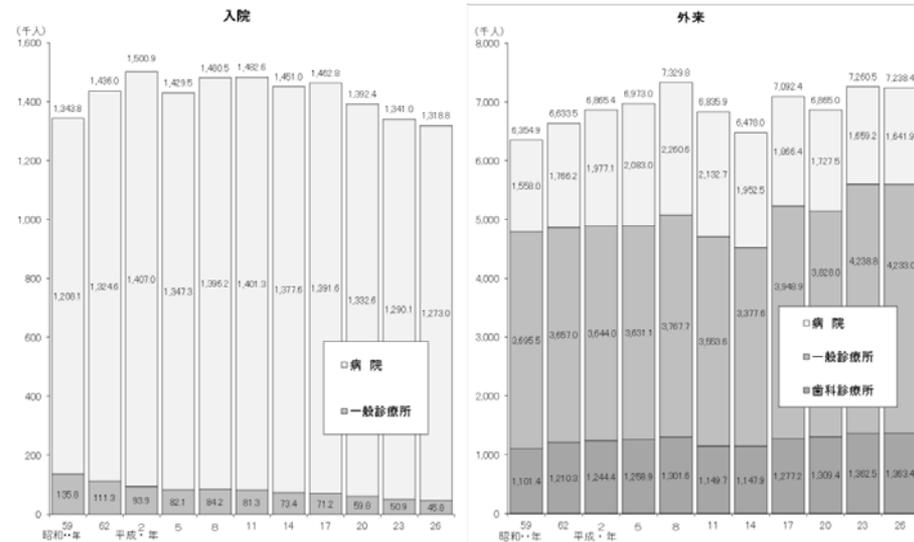
入院：1,318.8千人

外来：7,238.4千人

利活用用例

- ・医療計画の見直し等に関する検討会資料として利用（入院患者の流出・流入率等）
- ・これからの精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会資料として利用（精神疾患を有する総患者数の推移等）
- ・診療報酬改定検討の際の基礎資料として利用（病院（病床規模別）の外来患者の紹介率等）

【施設の種類の別みた推計患者数の年次推移】



【毎月勤労統計】

調査概要

○調査内容

常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握、1～4人雇用する事業所については毎年7月における状況を把握。

○調査時期

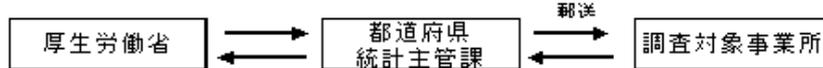
・全国調査及び地方調査：毎月 ・特別調査：毎年7月

○調査客対数（全て抽出調査）

- ・全国調査 約33,000事業所（平成30年の回収率：82.5%）
- ・地方調査 約43,500事業所
- ・特別調査 約25,000事業所（平成30年の回収率：89.7%）

○調査方法・調査経路

・常用労働者を常時30人以上雇用する事業所 郵送・オンライン



・同5人以上30人未満雇用する事業所 調査員・オンライン



・同1人以上5人未満雇用する事業所 調査員



○予算額：1,170,718千円（H31年度）、1,247,111千円（H30年度）

主な結果

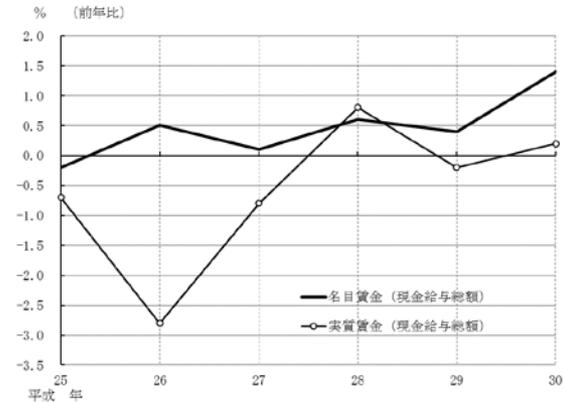
（平成30年・前年比）

名目賃金（現金給与総額）	1.4%増
一般労働者	1.6%増
パートタイム労働者	1.3%増
実質賃金（現金給与総額）	0.2%増
総実労働時間	0.8%減
パートタイム労働者比率	0.19ポイント増

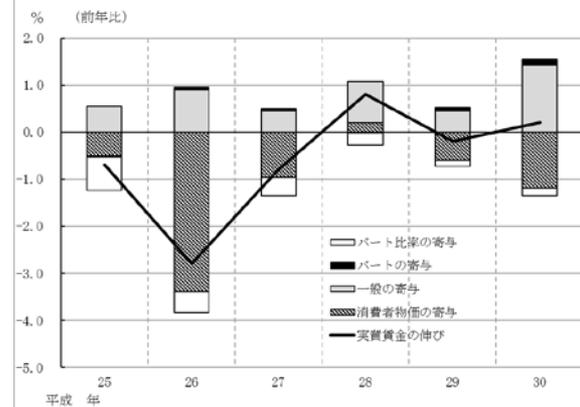
利活用用例

- ・雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、毎月きまって支給する給与を利用
- 月例経済報告、経済財政白書等において、賃金等の動きを利用
- ・企業等の労働条件決定の際の参考資料

【賃金（前年比）の推移】



【実質賃金（現金給与総額）の前年比の要因分解】



【賃金構造基本統計】

調査概要

- 調査内容
主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に把握
- 調査時期：毎年7月
- 調査客体数：約78,000事業所（労働者約167万人）
※回収率約73%（平成29年）
- 調査方法
都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員を通じて調査票を配布し、客体事業所が記入した調査票を回収（調査経路）
厚生労働省-都道府県労働局-労働基準監督署-統計調査員-報告者
- 予算額 134,080千円（H30年度）、133,181千円（H29年度）
135,440千円（H28年度）

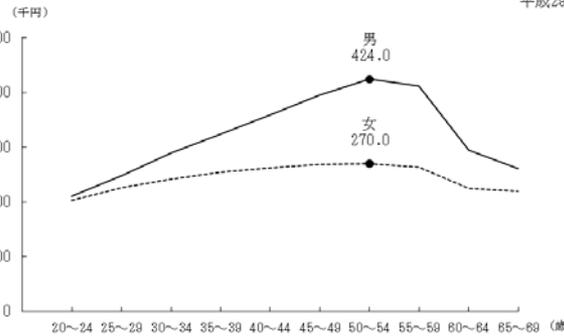
利活用用例

- ・中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安を定める際の資料として利用（1時間当たり賃金分布等）
- ・労災保険給付の休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定資料として利用（年齢階級別賃金分布）
- ・待機児童解消や介護離職ゼロなどの重要政策を推進する上で、職種別や勤続年数別の賃金を用いて、保育士、介護士等の処遇の実態を確認（職種別平均賃金）
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における企業認定基準を定める際の資料として利用（役職者に占める女性割合）

主な結果

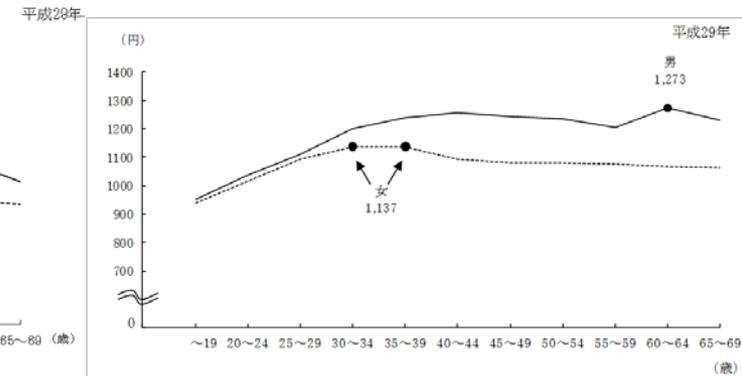
一般労働者の賃金は、
男女計は304,300円、
男性では335,500円、
女性では246,100円で、
男女間賃金格差（男性＝100）は73.4。
短時間労働者の時間当たり賃金は、
男女計は1,096円
男性では1,154円
女性では1,074円
（平成29年賃金構造基本統計調査より。
賃金はいずれも6月分の所定内給与額）

【一般労働者の賃金カーブ】



注：線上の●印は賃金のピークを示す。

【短時間労働者の賃金カーブ】



平成 22 年 6 月 28 日
平成 24 年 3 月 27 日改正
平成 26 年 5 月 27 日改正
平成 27 年 8 月 31 日改正
平成 28 年 10 月 3 日改正
平成 29 年 4 月 18 日改正
平成 30 年 11 月 20 日改正

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

統計データの正確性の確保対策について

各担当室（審査解析室、人口動態・保健社会統計室、保健統計室、社会統計室、世帯統計室、雇用・賃金福祉統計室、賃金福祉統計室及び政策評価官室）においては、統計データの作成・提供に当たり、実施している各種統計調査について、下記に留意の上、正確性の確保を図ることとする。

なお、本文中「複数者」により行うべきとされる事務については、担当係に限定する趣旨でなく、適宜、当該室内の他の室員も相互に協力するものとする。

また、本確保対策を実施するに当たり、「統計調査に係る審査・集計ドキュメント作成等に関するガイドライン」及び「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（各府省統計主管課長等会議申合せ）」についても十分留意すること。

記

1 進行管理に際しての留意事項

- (1) 業務流れ図（審査・集計業務全体の流れ図）に沿った業務を行い、業務手順に留意すること。
- (2) 業務流れ図は更新した履歴も含め、関係者で保存、継承、情報共有を図ること。
- (3) 過去に遡った原因究明や、修正が必要なデータの確定が容易に行えるような業務流れ図を作成すること。
- (4) 業務流れ図の項目ごとに確認者・確認日等を記載した進捗状況表を作成するなどし、作業の漏れがないよう業務の進捗状況等を関係者で共有し、管理すること。

2 受付・審査に際しての留意事項

(1) 受付業務の内容

調査票の提出漏れにより本来得られるはずのデータが失われたり、提出の遅延により全体のスケジュールに影響を与えることにより、想定外の実績を誘因しないよう、受付整理簿（例えば、調査票提出地域区分ごとに調査票の提出状況（枚数や時期）が確認可能な表形式の整理簿）による進行管理を行い、漏れや遅延のないようにチェックすること。

受け付けたデータの取り込み・入力を職員が行う場合には、データの取り込み・入力漏れ等がないよう、複数者によりプログラム（Excel のマクロ、スクリプト等を含む）による機械的確認（出力結果の確認）及び目視による確認を併用して行うこと。

(2) 内容検査（目視による）・データチェック業務の内容

- ① ドキュメントを作成（更新）すること

チェック内容及びそれによって発見された記入不備の処理方法について、ドキュメントを作成・更新し作業を可視化すること。

また、調査事項や分類の変更や制度改正等についても、随時関連するドキュメントに反映すること。

なお、次回の調査実施時に継承すべき事項がある場合はドキュメントに記載するなどし、関連するドキュメントは関係者で変更履歴を含め保存、継承、情報共有を図ること。

② 的確・効率的なデータチェックの実行

- ・関連するドキュメントに従って正しくプログラムを作成し、テストデータ（エラーケースを含んだデータセットを準備すること）を用いた検証を行うこと。
- ・データチェックの際、発見されたエラーの処理件数を把握すること。
- ・データファイル（修正を行う前のデータを含む）のバックアップを行うこと。

③ データ修正の確認

- ・データ修正は、原則として複数者により確認すること。
- ・プログラムによる修正を行う場合は、テストデータを用いた検証を行った後、実施すること。
- ・データ修正の履歴を残し、係内において情報共有すること。
- ・データチェックプログラムを再実行し、データが正しく修正されたか確認すること。

3 集計業務に際しての留意事項

関連するドキュメントを作成（更新）すること。当ドキュメントに従って正しく集計プログラムを作成し、作成した集計表の確認については、以下のとおり複数者により実施すること。特に集計プログラムの修正を行った場合には、慎重に確認すること。

なお、エクセルで集計表の作成・加工・編集等をする場合においても、参照先や計算式（既存の計算式を利用する場合においても）に誤りがないかなど、同様に必要な確認を行うこと。

- (1) 関連するドキュメント通りに集計表が作成できているか確認すること。
- (2) 各表間の形式的な整合性を確認すること。
一致すべき項目の不一致、総数と内数の関係にある項目の妥当性、一致するはずのない項目（群）の一致等
- (3) 時系列的妥当性を確認すること。
過去の調査結果と比較した場合の異常値の有無
- (4) 調査間の整合性を確認すること。
関連する他の調査と整合性を検証した場合の異常値の有無
- (5) 集計表と SAMAS によるコードリストの間で矛盾がないか確認すること。
データ出現範囲、はずれ値、数値なし、キャラクターコード混入などの矛盾の有無
- (6) 調整値計算・調整率等の加工計算を行うものについては、分母や基準データが正確であるか、また、これらのデータが月別などで更新されるものであるときは、正確に更新されているか確認すること。
推計値の算出については、拡大乗数（復元倍率）や算出方法に誤りがないか確認すること。
- (7) 主要な値については、分散統計処理システム（SAMAS、DICS 等）や独自開発システムのプログラム計算と併せて、別の手法等（Excel・Access などの活用（他言語のプログラムを含む。））により数値を算出するなどして確認を行うこと。
- (8) 扱う数値や計算途中の数値が、使用するプログラムの有効桁数や精度に合っているか、プログラムの仕様を確認するとともに、計算前後のデータをプリントアウトする等により正しく計算できているか確認すること。
- (9) 前回調査実施時から集計項目が変更になった場合は、変更箇所について特に慎重に確認

すること。（制度変更に伴う項目の変更、指定都市・中核市の追加等を含む。）

4 登録データファイルの保管に際しての留意事項

「政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）における調査票情報等の管理要領」に基づき、登録データファイルを各担当室の長が作成したときは、参事官（企画調整担当）へ保管依頼をする。保管依頼時には「統計調査に係る審査・集計ドキュメント作成等に関するガイドライン」に基づき作成したドキュメントについても合わせて提出すること。

なお、登録データとなる以前の確定データ及び作業用のデータと、登録データを明確に区別し、取扱いに注意すること。

また、ファイル名のチェック、コードリストによる確認等を原則として複数者により行うこと等により、登録時における正確性を期すこと。

- (1) 原則として、作成されたデータについては、ファイル名に作成年月日を付与する方法やデータの内容による保存ディレクトリの区分け等を行うこと。

（例）mhlw/ab/abc0/99/data/kakutei/kakutei0331.dat

- (2) 原則として、最新データ以外については、ファイルを圧縮して保存する方法や保存場所の明確な区分け等を行うこと。

- (3) データを登録する際は、「調査票データ管理システム」によるチェックを行い、正確性を期すこと。ただし、「調査票データ管理システム」を利用してデータを登録することが困難な場合には、登録するデータと提出するドキュメントの関連について「調査票データ管理システム」で行うチェックと同様の確認を行うこと。

5 外部委託に際しての留意事項

「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（各府省統計主管課長等会議申合せ）」を踏まえつつ、特に以下について、留意すること。

特に、委託した業務内容が仕様書の指示どおり行われているか、業務の進捗管理が適切に行われているかについて、受託事業者任せにすることなく、直接担当職員自らが積極的に関与し進捗状況を把握すること。

- (1) 受付・内容検査

審査漏れ及び審査誤りがないか、適宜検査を行う等の措置を講ずること。

- (2) データ入力

入力漏れ及び入力誤りのないよう、次の事項については、データ入力業務仕様書中で明確に記載して、適切に指示すること。

- ① 入力者を代えて二重入力する等の入力方法
- ② 担当係による中途検査（正読率等）のための抽出データの納品
- ③ 入力漏れ又は入力誤りを発見した場合に再入力する等の適切な処置等

- (3) データチェック・データ修正

上記2に十分留意の上、委託先から納品されたドキュメント等の検査を行うこと。

- (4) 集計

上記3に十分留意の上、委託先から納品された集計表等の検査を行うこと。

6 概況・報告書の作成に際しての留意事項

- (1) 概況・報告書の原稿とするファイルが最新のものであることを確認すること。
- (2) 集計表のデータが概況・報告書に正確に記入（複写）されているか、複数者により確認（読み合わせが望ましい。）すること。表題、表頭、表側、脚注、単位等についても確認すること。
- (3) 加工統計については、作成に用いた原データ・資料が正確に記入（複写）されているか、複数者により確認（読み合わせが望ましい。）すること。この点検は、プログラムからデ

- ータをプリントアウトする等により原資料と対比して行うこと。
- (4) エクセル上で製表するとき、初期設定の書式のままになっていないかや、前回の書式を使用する場合、前回の設定のままが良いかなど、セルの書式の設定が正しいものになっているか確認すること。
- (5) 報告書校正の際に、データの誤りが発見された場合、紙媒体の修正だけでなく、プログラムの修正も同時に行うことに留意すること（翌年の集計表出力の際に同じ誤りの発生を防止する処置）。

7 公表後にデータ誤りが見つかった場合の対応に際しての留意事項

誤りが見つかった場合は、下記のとおり必要な措置を講ずること。

- (1) 別表に掲げる事例の重要度に応じ報告対象者へ報告するとともに、必要な対応を行う。
- (2) 誤りの事例の報告に当たっては別紙により、事例の発見（発覚）年月日、調査名、誤りの範囲、誤り事例の経緯、誤りの発生した工程・誤りの内容、誤りの原因、社会的影響、必要な対応、再発防止策、事例の重要度について、統計企画調整室に報告するものとする（報告に時間がかかる場合は一報を入れる）。
- (3) 報告のあった誤りの事例については、統計企画調整室が「誤り事例集」として整理し情報共有を図る。
- (4) (2) で報告のあった「必要な対応」、「再発防止策」については、事例の発生後3月後を目途に、統計企画調整室から担当室に対しフォローアップを行う。

(別表)

事 例	報 告 対 象 者	対 応
1 重要な数値の誤りがあった場合等で、その事実を公表すべき場合	政策統括官、参事官（企画調整担当）、各担当室の長、統計企画調整室長（※）、審査解析室長（※）（必要に応じ、省幹部への報告に留意すること。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記者クラブへの報告等による広報 ・ データ提供先への連絡 ・ ホームページ、e-Stat における訂正及び正誤情報の掲載 ・ 正誤表による訂正 等
2 誤りが軽微であって、所要の訂正措置で足りる場合	各担当室の長、統計企画調整室長（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ提供先への連絡 ・ ホームページ、e-Stat における訂正及び正誤情報の掲載 ・ 正誤表による訂正 等
3 上記1、2のいずれに該当するか判断が困難な場合	政策統括官、参事官（企画調整担当）、各担当室の長、統計企画調整室長（※）、審査解析室長（※）	事案に応じ、上記のいずれかの措置を講ずる。

(※) 統計企画調整室長及び審査解析室長への報告は事後を可とする。

統計不正問題に関する再発防止方策の検討状況について

統計不正問題の再発防止に向け、以下の3点を柱とする改革案の具体化による再発防止に取り組んでまいります。

- ・ 統計に関する認識、リテラシーの向上
- ・ 統計業務の改善
- ・ 組織の改革とガバナンスの強化

具体的な実施内容については、現在、省内において検討中であるが、今後の総務省統計委員会点検検証部会における政府全体の統計改革議論とも整合をとりながら厚生労働省において検討を進めてまいります。